

三木町農業委員会

令和4年12月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和4年12月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和4年12月20日

(会議時間) 13:30～14:42

(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 16名

- | | | |
|-----|----|-------------|
| 1番 | 松田 | 隆雄 |
| 2番 | 香西 | 茂知 |
| 3番 | 古市 | 哲 |
| 4番 | 藤澤 | 勇一 |
| 5番 | 鎌倉 | 茂雄 |
| 6番 | 溝渕 | 常雄 |
| 7番 | 川田 | 正憲 |
| 8番 | 鈴木 | 勤 |
| 11番 | 高重 | 浩二 |
| 12番 | 白井 | 敏雄 |
| 13番 | 吉原 | 博 |
| 14番 | 中川 | 詰郎 |
| 16番 | 岡田 | 久 |
| 17番 | 鎌倉 | 守 |
| 18番 | 溝渕 | 廣明 (会長職務代理) |
| 19番 | 高尾 | 壽一 (会長) |

欠席委員数 3名

- | | | |
|-----|----|----|
| 9番 | 小川 | 正則 |
| 10番 | 鎌倉 | 博之 |
| 15番 | 横山 | 良秀 |

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

13時30分 開会

- 事務局 それでは、只今から12月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、鎌倉博之委員、横山委員、小川委員、溝渕廣明委員から欠席の連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案等7件と、農地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、定例会議事録署名委員につきましては、溝渕常雄委員と川田委員をお願いいたします。それでは、高尾会長よろしくをお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思っております。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします
- 事務局 失礼いたします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい。それでは、地区担当の委員の方、補足の説明がありましたら、お願いします。
- 溝渕常委員 はい。譲受人が譲渡人の田んぼを昔からずっと使っておったのですが、それを譲受人がこの度買って耕作する、ということで、特に問題はないと思っております。
- 会長 ありがとうございます。本件について、何かご質問はございますか。
- 鈴木委員 これ、なんで耕作面積と登記面積がこんなに面積が違うんですか。耕作面積と登記面積が倍と半分になっているんやけど。
- 事務局 はい。登記面積の1,014㎡は、田中386番1の登記面積であって、譲受人のこの筆以外の農地も含めた、現在耕作している面積全体の面積が6,837㎡となっているため、面積が違っているということです。
- 会長 他に質問はございませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。それでは続きまして、議案第2号、農地法4条、つづきまして議案第3号、農地法第5条について、続けて提案をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。それではまず、議案第2号、農地法第4条による許可申請について説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の地図も、併せてご覧ください。【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上で、議案第2号、農地法第4条による許可申請についての説明を終わります。つづきまして議案第3号、農地法第5条について説明します。【番号1から番号3について

朗読（別紙、議案書のとおり）】以上、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。本件は現地調査を行っていますので、現地調査について担当地区の委員さんの説明をお願いします。

川田委員 それでは、現地調査の報告を行います。12月分の農地法関連の申請について、去る、令和4年12月13日（火）の午前9：00から4条申請1件、5条申請3件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、溝渕常雄委員、私（川田委員）、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号5です。こちらにつきましては、申請地の一部で既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響は、ありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。それでは地区担当の委員の方、補足説明がありましたらお願いします。

藤澤委員 本日、担当委員さんがお休みなので、私がお報告いたします。5条申請の1番ですが、譲渡人の妹が最近亡くなりまして、姉である譲渡人に相続しましたので、この度所有権移転を行うことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

鈴木委員 4条の1番ですけど、申請人の親御さんが亡くなりまして、今度この方に転用するということですので、特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

会長 続いて5条の2・3番、事務局、フォローがあると思ひますのでお願いします。

事務局 5条2番・3番の譲受人ですが、スポーツトレーナーをされておりまして、県内でも有名な方ですが、スポーツトレーナーの養成する施設を作りたいということで、隣の空いていたお寺を改修して、その隣の農地を駐車場用地として購入し、そこでボールを蹴ったり、ヨガをしたりするために農地を購入したということでございます。以上です。

会長 はい。ありがとうございました。それでは4条、5条ともにご質問はございませぬか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは採決に入ります。議案第2号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 はい、ありがとうございました。続きまして、議案第3号、第5条について、承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。それでは続きまして、議案第4号、非農地証明願ひについて、事務局、説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案第4号、非農地証明について、説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。【番号1及び2について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で、議案第4号非農地証明願ひについての説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 場所的には、どのあたりになりますか。

事務局 日本興業の北あたりになります。

岡田委員 先月もこの方申請が出ていましたね。

古市委員 財産の整理を行っているんですかね。

岡田委員 そのようですね。

会長 はい。ありがとうございます。それではご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第4号、非農地証明願いについて、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明といたしますので、議案書の7ページをご覧ください。
【番号12から22について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 18・19・20番は賃借料が5,000円で、17番が無償となっているのは何か理由があるのでしょうか。

事務局 こちらは条件が悪い農地ということで、賃借料が無償ということで条件付きの契約となっています。この田は、水はけが悪く農地への入り口の農道が狭いためと聞いています。

会長 わかりました。それでは何か他に、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第5号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。議案については、以上となります。続きまして、報告議案2件ございます。それでは事務局、1号2号、続けて説明をよろしくお願いします。

事務局 それでは、報告事項について説明いたします。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。【番号1及び2について朗読(別紙、議案書のとおり)】続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、ご説明いたします。
【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上で報告事項の説明を終わります。よろしく願いいたします。

会長 最後の方、なんとおっしゃいましたか。

事務局 農地の状況が悪いため、所有者に返還し、今後は所有者の息子さんが耕運し、管理していくとのことです。所有者が100歳になられるため、息子さんが管理していくということです。

- 会長 今後、売ったりするということはないんでしょうかね。
- 事務局 今のところ、そのようなことは聞いておりません。
- 会長 分かりました。それでは、報告事項について、何かご質問はございませんか。
- 委員一同 (特になし)
- 会長 はい。それでは、議案書については以上となります。続きまして、(2)の香川県農業会議の常設委員会の説明を行います。令和4年11月分、農地法第4条については、香川県が0件、三木町も0件。農地法第5条、香川県関係が14件の56,790.80㎡町が1件の2,366.00㎡でございます。以上でございます。では続きまして、(3)その他、で何がございますか。
- 委員一同 (特になし)
- 会長 それでは、私の方から。手元に配っています資料ですが、「労働者協同組合法って？」ということで、全部で8頁ございます。【資料について、一部朗読及び説明】農事組合法人とよく似ていますが、届け出だけで法務局に受理されるという、柔らかな組合となっています。もちろん就業規則など作成しないといけない書類はいくつかありますが、もしご興味があれば、地域活性課にもありますし、事務局にもいくつかありますので、よかったら今後の参考にしてください。それから、昨今、米の売価が非常に落ち込んでいることもあって、野菜の方の生産を拡大していかないかのではないかと考えておまして、JAの三木町エリアで、農業委員会とJAふれあいセンターと、営農と、野菜のセンターで意見交換会を行って基本的に野菜の振興を図っていこうと考えています。また、たまたま鹿庭に給食センターが建設されることもあって、1,500人分の食材を搬入しないといけないこともあるので、町内で野菜の生産を拡大し、販路の一つとして食い込んでいけなかなと思っています。メンバーについては、また今後相談させていただいて、JA数名と、農業委員会数名で意見交換を行いたいと思っています。本日は、報告ということでよろしくいたします。それでは事務局にお返しします。
- 事務局 失礼いたします。改選等についてご説明させていただきます。本日発刊の広報みきにとじ込み式で農業委員会だよりが配布されておりますので、お帰りになられましたら、ご確認ください。また、同じ内容のものが三木町ホームページにも掲載しておりますので、後ほどご覧になってください。お手元のクリアファイルには、こちらに掲載しておりますチラシと、農業委員及び推進委員の応募用紙一式がお入れしておりますので、ご応募の程よろしく願いいたします。また、農業委員会法の改正について、という資料の22ページ3ページに、農業委員の応募の基準や要件等が記載されておりますので、ご参考になさってください。また、資料にもありますように、認定農業者の人数の法定要件が緩和されておりますので、是非、認定農業者に限らず、認定農業者のご家族のように、「認定農業者に準ずる者」も認定農業者と同等の扱いになりますので、今回、改選されます地区の方につきましては、是非、裾野を広げて、若い農業者や女性農業者のご応募に努めていただければと存じます。
- 藤澤委員 土地改良区にも女性登用の目標設定がありまして、令和25年度までに女性を何名登用しなければならないというのがありますが、農業委員にはそんなのはないんですか。
- 事務局 はい、ございます。同じく令和25年度までに定数の3割の女性登用を目標として掲げています。ですので、今期、できれば一人からでも女性委員の応募があればと期待しています。
- 会長 認定農業者の人数がはっきりしないのですが、要は、これまでの定員の半数以上が認定農業者でなければならないという法定要件が緩和されたから、若干名は半数を切っても構わないということになった、ということですね。

事務局 はい、その通りです。基準が緩和されましたので、是非、認定農業者にこだわらず、裾野を広げていただきまして、広くご応募いただけますよう、よろしくお願いいたします。

会長 そしたら、事務局からの通達は以上でよろしいでしょうか。もし分からないことがありましたら、事務局の方へお問い合わせください。それでは事務局へお返しします。

事務局 それでは閉会にあたりまして、会長職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

職務代理 本日も慎重審議いただき誠にありがとうございました。寒い時期でございますので、風邪などひかれませんようお気をつけいただきまして、来年もどうぞよろしくお願いいたします。それでは簡単ですが、閉会の挨拶といたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、以上を持ちまして農業委員会 12 月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

14 : 42 閉会